

3 京都市都市計画局 建築工事積算関連用語の解説

■ 積算

工事目的物の設計図書に基づき各種数量を計算し、これに対応する単価を取引の実例価格等を考慮して定め、数量と単価の積和により工事費用を計算し、これに請負者の利益を含めた経費を加算して工事価格を予測計算することをいう。

■ 官庁営繕関係統一基準

営繕事務の一層の合理化・効率化のために、技術基準類及び書式類の統一基準として国が定めたもの。国の各府省庁の営繕工事において広く適用されている。

京都市都市計画局が所管する建築工事においては、京都市都市計画局建築工事積算要綱において、官庁営繕関係統一基準である「公共建築工事積算基準」を準用することとしている。また、発注図書において、官庁営繕関係統一基準である「公共建築工事標準仕様書」等を準用することを明記している。

■ 予定価格

入札に付する事項の価格の総額について、取引の実例価格、需給の状況その他必要な事項を考慮して定めるものであり、通常は契約金額の上限を拘束するものである。

<地方自治法（抜粋）>

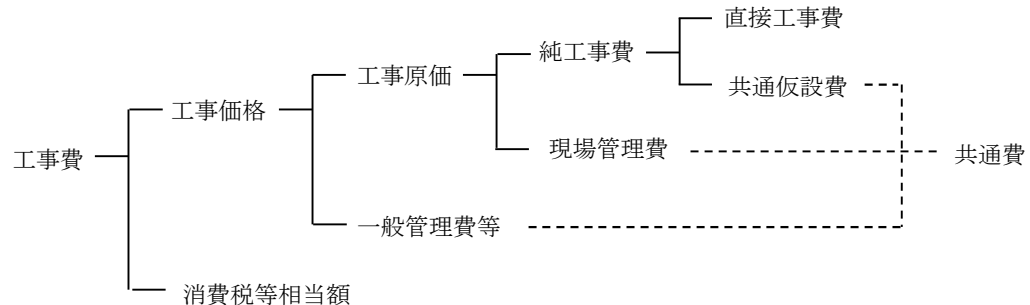
第234条 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

<京都市契約事務規則（抜粋）>

- 第13条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況その他必要な事項を考慮して定めるものとする。

■ 工事費

予定価格の基となるもので、構成は以下による。



☞ 工事費と予定価格の違い

	工事費	予定価格
算 定 方 法	数量と単価の積和により計算し、 請負者の利益を含めた経費を加算 して定める	工事費を基にして 価格の総和を定める
市場実勢の反映	個々の単価について反映	総額について反映
算 定 者	設計担当者	契約担当者

■ 直接工事費

工事目的物の施工のために必要とされる費用であり、直接仮設や下請業者の経費を含む。

■ 共通費

共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合算した費用をいう。（詳細については工事費の項目を参照）

☞ 共通仮設費

直接工事費を補完する費用であり、工事を進めるうえで必要となる総合的な仮設経費全般をいう。

☞ 現場管理費

純工事費（直接工事費と共通仮設費の和）を補完する費用であり、工事現場の管理運営に必要な経費をいう。

☞ 一般管理費等

工事原価（純工事費と現場管理費の和）を補完する費用であり、請負者が当該工事を含めた企業活動をするために必要な費用をいう。すなわち、本・支店経費と建設業活動に伴って得られる利益がこれに該当する。

■ 設計数量

設計図書に示されている個数や設計寸法から求めた正味の数量をいう。

なお、複合単価や市場単価に乗ずる数量は原則として設計数量とし、材料のロス等については単価の中で考慮する。

☞ 計画数量：設計図書に示されていない施工計画に基づく数量をいい、仮設や土工の数量等がこれに該当する。

☞ 所要数量：定尺寸法による切り無駄や施工上やむを得ない損耗を含んだ数量をいい、鉄筋、鉄骨、木材等の数量がこれに該当する。

■ 複合単価

材料費、労務費、機械器具費、下請経費等で構成され、単位施工当たりに必要な単価をいう。

■ 市場単価

元請業者と下請業者との間に形成された単価で、原則として材料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等によって構成される施工単位当たりの実勢取引単価を市場単価という。

直接工事費を構成する工種の一部又はすべてに、歩掛による積上げ方式を用いず市場単価をそのまま用いる方式を市場単価方式という。

■ 歩掛り

施工に要する標準的な労務、材料、機械器具等の所要量をいう。

なお、材料歩掛には材料の端材等を考慮したロスを含み、主材料だけではなく副資材や消耗材料等についても考慮する。

■ 仮設

工事目的物を完成するために必要な一時的な仮の施設・設備で、工事目的物が完成するまでにすべて撤去されるものであり、共通仮設、直接仮設、専用仮設に区分される。

また、契約上は任意仮設と指定仮設に分類される。

☞ 仮設の区分

- 共通仮設：各工事種目に共通して必要とする仮設の細目
(例：警備員費、工事用光熱水費、監督職員事務所、仮囲い等)
- 直接仮設：工事種目ごとに必要とする仮設の細目
(例：遣り方、墨出し、養生、清掃、後片付け、足場等)
- 専用仮設：特定の工種のみが必要とする仮設の細目
(例：土工専用仮設（排水設備、法面養生、山留め、支保工等）等)

☞ 契約上の分類

- 任意仮設：請負者の責任において定めることができる仮設をいい、設計図書において特別の定めがある場合（＝指定仮設）以外はこれに当たる。（工事請負契約書第1条第3項参照）
なお、任意仮設については原則として設計変更の対象としない。
- 指定仮設：技術上、安全上の必要性等の合理的な理由から、発注者が設計図書において指定した仮設をいう。